

はじめに

北九州市では、「障害者基本法」に基づく市町村障害者計画として、平成 8 年に「北九州市障害者施策推進基本計画」を策定し、障害者施策の総合的な推進を図ってきた。

この間、「障害者自立支援法」の施行をはじめ、障害のある人を取り巻く状況は大きく変化し、障害者施策は大きな転換期を迎えることとなった。

こうしたことから、前基本計画の理念を引き継ぎ、その成果や課題等を踏まえ、市の障害者施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 18 年 3 月、平成 18 年度から 22 年度までを計画期間とする「北九州市障害者支援計画」を策定したところである。

この計画では、『障害のある人が、自ら望む暮らしを送ることができる“まちづくり”』を基本理念とし、障害があっても安心して自立できる地域社会の実現を目指している。

なかでも、計画における施策の方向性の一つに「社会参加の促進」を掲げ、障害のある人がスポーツを楽しむための環境づくりを推進することとしている。

これを受けて、北九州市では、障害者スポーツの振興に向けた支援の方策等について検討を行うこととし、平成 18 年 6 月、「障害者スポーツ振興検討委員会」を設置した。

委員会では、市における障害者スポーツの現状や経緯を踏まえ、その振興方策について、主に、「スポーツ施設の充実と利用のしやすさについて」「スポーツ活動を支える体制について」「スポーツイベントを通じた障害者スポーツの振興について」の三つの項目に重点を置いて検討を重ねてきた。

このたび、その議論の結果をまとめたので報告する。

平成 20 年 5 月
障害者スポーツ振興検討委員会

障害者スポーツの意義

障害のある人にとって、スポーツは次のような多くの効果があることから、近年、その普及が図られ、大きな成果をあげてきた。

また、障害のある人自身のスポーツへの関心も、今や大変大きなものとなっている。

さらに最近は、「重度の障害があっても楽しみながら行えるスポーツ」から「競技性の高いスポーツ」まで、スポーツに対するニーズが多様化するとともに、その活動に対して支援が求められている。

社会復帰に向けたリハビリテーション効果

スポーツ活動は、身体面のみならず、心理面や社会面においてもリハビリテーション効果を持っている。スポーツ活動への参加は、障害のある人の社会復帰を促すことにつながる。

健康や体力の保持・増進

スポーツ活動により、健康や体力の保持・増進が期待できる。

障害のある人にとって慢性疾患や体力の低下は、症状が重くなりやすく障害の悪化につながるなど、障害のない人以上に問題がある。

このため、身体を動かすことによって慢性疾患等を予防し、健康や体力の保持・増進を図ることは重要である。

余暇活動

余暇活動は、日頃のストレス発散や気分転換として欠かせないものであるが、体を動かすことを特徴とするスポーツは、この余暇活動としても適しており、今後ますます重要になってくると思われる。

社会参加と自立の促進

障害のある人がスポーツを行うにあたっては、自らの状況を踏まえて、自らが考え判断し、行動する必要がある。このようなプロセスを経て、障害のある人がスポーツ活動に参加し経験を積むことは、個人の積極的な社会活動や自立の促進へとつながるものである。

障害に対する理解の促進

障害のない人にとって、パラリンピック など競技レベルの高い大会で選手が活躍している姿をマスメディアを通じて知ることや、地域で開催される障害者スポーツ大会などで選手や関係者らと接することは、ノーマライゼーションの社会づくりを進めることにつながる。

パラリンピック

国際パラリンピック委員会（International Paralympic Committee、略称 IPC）が主催する身体障害者を対象とした世界最高峰のスポーツ競技大会で、オリンピックと同じ年に同じ場所で開催される。

ノーマライゼーション

北欧から世界へ広まった障害者福祉の最も重要な理念で、障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルであるという考え方

本市における障害者スポーツ振興の経緯と現状

1 障害者スポーツ振興の経緯

わが国においては、昭和 39 年に東京パラリンピックが開催されたのを契機として、障害者スポーツが積極的に行われるようになった。

昭和 40 年から、国民体育大会の秋季大会の開催地で、身体に障害のある人の全国スポーツ大会が開催されることになったのをはじめ、全国各地で様々な障害者スポーツ大会が開催されるようになった。

本市においても、昭和 51 年に「北九州市身体障害者スポーツセンター」が開設され、平成元年には、障害者スポーツの普及と振興を目的として「北九州市障害者スポーツ協会」が設立された。

また、平成 2 年に福岡県内各地で開催された第 26 回全国身体障害者スポーツ大会（ときめきのとびうめ大会）を契機として、初心者や小・中学生などを対象とした様々なスポーツ教室や、知的障害のある人を対象としたスポーツ・レクリエーション行事の開催など、障害者スポーツ振興の取組みに力を入れるようになった。

さらに、本市発祥のスポーツであり、障害のある人もない人もともに参加することができる「ふうせんバレーボール」は、平成 2 年に本市において第 1 回の全国大会が開催されて以来、毎年全国大会が開催されるなど、普及活動が進められている。

一方、平成 14 年には、世界車椅子バスケットボール選手権大会（Kitakyushu Gold Cup 2002）が、アジアで初めて、本市で開催された。市立総合体育館を会場に、男子 12 カ国、女子 8 カ国が参加して、10 日間にわたって行われ、合計約 8 万人の観客が来場するとともに、延べ約 3 千人の大会運営ボランティアが活躍するなど、市民の活力が結集した大会となった。

この世界大会の成果を継承し、本市が「バリアのないまちづくり」を進めていく象徴とするため、翌平成 15 年から、同じく総合体育館を会場に、オーストラリアや北米などの強豪チームを招待する北九州チャンピオンズカップ国際車椅子バスケットボール大会の開催が始まった。

ふうせんバレーボール

平成元年に北九州市で生まれたスポーツ。直径約 40 cm のゴム風船に鈴 2 個を入れたものを使い、バドミントンのコートで、バレーボールの形式で争う。

障害のある人 3 人又は 4 人、障害のない人 3 人又は 2 人の計 6 人でチームを組み、チーム全員が一度は風船に触れたうえで、10 回以内で相手コートに返す決まりがある。

自力で動くことが難しい選手には他の選手が手を貸すことができるため、障害の有無、種類、程度に関わらず一緒に競技することができる。

2 本市における障害者スポーツの現状

現在、本市における障害者スポーツは、障害の種別にかかわらず、個人での楽しみから競技会への参加、特別支援学校等の教育現場での活動など広く行われている。また、各種目の同好者が集うクラブ活動も盛んになってきており、現在、北九州市障害者スポーツ協会には 25 のスポーツクラブ・団体が加盟している。さらに、各種目の市内大会や本市を含む広域の大会が、平成 18 年度には合わせて 15 件開催されるなど、競技会も多く行われるようになっている。

障害者スポーツの拠点となっているのは「北九州市障害者スポーツセンター」で、年間約 42,000 人が利用している（平成 18 年度）。また、その他の市立の体育施設においても、バリアフリー化工事の進捗に伴い、障害のある人の利用が進んでいる。

本市の障害者スポーツ振興の取組みとしては、北九州チャンピオンズカップ国際車椅子バスケットボール大会を開催するとともに、陸上種目やフライングディスク、卓球、アーチェリー競技を行う「北九州市障害者スポーツ大会」を開催している。さらに、その他のスポーツ大会の開催や選手の派遣を支援しているほか、障害者スポーツセンターを中心に各種のスポーツ教室を開催している。

一方、障害者スポーツに関して、団体及び個人に対する支援の中心となっているのは「北九州市障害者スポーツ協会」であり、本市の事業である障害者スポーツ大会の開催や各種の支援の実質的な運営を行っている。

また、障害者スポーツ指導員が中心の「北九州市障害者スポーツボランティアの会」や、「社団法人北九州市障害福祉ボランティア協会」のメンバーなど多くのボランティアが、スポーツ大会やスポーツ教室などで活躍している。

3 障害者スポーツのさらなる振興に向けて

障害のある人が地域において自立して豊かな日常生活を送るためには、社会への積極的な参加が不可欠であるが、スポーツはこの社会参加の促進に大きな役割を果たすものである。

こうしたことから、障害のある人の自立の推進に向けて、次のような項目を柱とした、障害者スポーツのさらなる振興が強く求められている。

スポーツ施設の充実と利用のしやすさ

拠点施設である障害者スポーツセンターの充実と、その他のスポーツ施設をより一層利用しやすくする取組みについて検討する。

スポーツ活動を支える体制

障害者スポーツ協会やボランティアなど、スポーツ活動を支える体制をいかに強化するかについて検討する。

スポーツイベントを通じた障害者スポーツの振興

障害のあるなしにかかわらず、市民全員が関わるスポーツイベントを通じて、障害者スポーツの振興を図ることも重要である。

このため、現在行われている最大の障害者スポーツイベントである「北九州チャンピオンズカップ」の今後のあり方について検討する。

以上の3つの項目に重点を置いて振興方策を検討することとし、それぞれの現状と課題を整理し、それに対する今後の取組みを次のとおり提示する。

障害者スポーツ振興方策の検討

1 スポーツ施設の充実と利用のしやすさについて

(1) 現状と課題

ア 障害者スポーツセンターの状況

(ア) 施設の老朽化

障害者スポーツセンター（以下「センター」という。）は昭和51年の開設以来31年が経過してかなり老朽化しており、修繕が必要な箇所が多くみられる。

また、当初は身体障害者向けのスポーツセンターとして建設されたため、例えば知的障害のある男性と母親とが一緒に使用できる家族更衣室がないなど、様々な障害特性に対する配慮が十分な施設とはなっていないのが現状である。

(イ) 施設の利用状況

センターの利用状況を他都市と比べると、本市は障害者人口の割には利用者が少なく、また、他都市は個人利用と団体利用がほぼ半々か、個人利用の方が多くなっているが、本市では約80%が学校や施設、クラブなどの団体利用となっている。また、他都市ではプールの利用者が多いのに対し、本市では極端にプールの利用者が少ないという現状である。

このような状況は、本市のセンターに屋内プールやトレーニングルームなど、個人で利用しやすい施設がないのが1つの要因と思われる。

屋内プールやトレーニングルームは、病院でのリハビリの継続、あるいは競技会を目指す選手の筋力アップの場などとして必要性が高く、また、個人の健康づくりにも利用しやすいため、障害のある人からは設置を求める要望が出されている。

さらに、これらの施設がないために、障害者スポーツ人口の底辺が広がらず、パラリンピック出場選手のようなトップアスリートが生まれない一因になっているとの意見もある。

(ウ) 屋内プールの必要性

現在、センターの屋外プールは7、8月のみ稼働しており、この期間以外は一般のスポーツ施設のプールを利用せざるを得ない。

これにより、下肢を切断しているため一般の人の前で水着になるのを躊躇せざるを得ない人や、障害のためどうしても大声が出てしま

う人、あるいは、オムツをはずすことのできない重度障害のある人など、一般のスポーツ施設のプールは利用しにくい、又は利用できない人々は、7、8月以外は水泳をするのが困難な状況となっている。

こうしたことから、センターのプールが年間を通して利用できる屋内プールである必要性は高い。

(エ) センターへの交通アクセス

センター利用者の居住地をみると、小倉南区及び小倉北区在住者の割合が合わせて約75%と圧倒的に多い。

センター所在地（小倉南区春ヶ丘）の交通アクセスはあまりよくないため、市内全域から来場しやすくする検討が必要である。

(オ) 相談対応や情報提供

現在、センターでは、2、3ヶ月に1回、理学療法士や管理栄養士などが運動の仕方や食生活などに関する指導・助言を行っているが、各個人の健康状態に応じて、適したスポーツ活動や日常生活上の留意点などまで幅広くアドバイスするのは難しい状況である。

また、ホームページにより障害者スポーツに関する情報を提供しているが、各種スポーツ大会の紹介が中心となっており、日常のスポーツ活動に関する具体的、地域的な情報を提供するまでには至っていない。

障害者スポーツセンターは、スポーツに関連する様々な相談や情報提供などの支援についても拠点として機能するべきであり、現在の相談対応や情報提供では不十分である。

イ その他のスポーツ施設の状況

障害者スポーツセンター以外のスポーツ施設では、障害者スポーツに関する専門的知識を有する職員が配置されていない場合が多いため、障害のある人の個別の状況に応じて臨機応変の対応をとるのが難しい場面も見受けられる。

また、民間のスポーツ施設の中には、ハード面のバリアフリー化が遅れているところがある。

こうしたことから、職員の対応や施設のバリアフリー化などについて、障害のある人が安心して気軽に利用できる環境の整備が望まれる。

(2) 今後の取組み

ア 一般のスポーツ施設の屋内プールやトレーニングルームにおける受入れ態勢の強化

屋内プールやトレーニングルームに対する障害のある人のニーズは大きく、これらの施設の整備は、障害者スポーツの振興に大きな役割を果たすものと考えられる。

これに対し、本市では、既存の施設のバリアフリー化を進めているところであり、まず、こうした一般のスポーツ施設の屋内プールやトレーニングルームにおいて、障害のある人の受入れ態勢の強化を図ることが必要である。

具体的には、施設の職員が様々な障害特性の理解を深め、障害のある人に対し適切な配慮を行うことができるように研修等を実施することや、一般の人との共同利用が困難な人々の利用を支援するため、障害のある人の専用使用によるスポーツ教室の開催などが求められる。

イ 障害者スポーツセンターの再整備

障害者スポーツセンターは老朽化が進んでいるため、改修について検討する必要がある。

その際には、障害者スポーツ振興の拠点にふさわしい施設となるよう、屋内プールやトレーニングルーム、盲人卓球などの障害特性に応じた競技の専用室、及び家族更衣室などを設けるとともに、交通アクセスについても配慮するなど、障害のある人を中心に利用しやすい施設として再整備することが強く望まれる。

ウ センターにおける相談対応や情報提供の充実

センターにおける障害者スポーツに関する相談に対しては、健康診断から生活相談、さらには相談者に合った運動やスポーツクラブの紹介・コーディネートなど、幅広くアドバイスできるよう、対応を充実させる必要がある。

また、情報提供の拠点として機能できるよう、身近にどのようなスポーツ施設があるのか、その施設がバリアフリー化されているのかなど、障害者スポーツに関する様々な情報を集約するとともに、効果的に提供する仕組みを検討することが求められる。

エ その他のスポーツ施設における環境整備

公立及び民間の施設の管理者又は経営者、あるいは職員などに対し、障害のある人のスポーツ活動に関する理解や知識が高まるような取組みを行う必要がある。

なかでも、障害のある人の健康づくり教室やスポーツ教室などを、各地のスポーツ施設で開催することにより、障害のある人と接する機会を増やすことは効果的である。

また、障害のある人が安心して利用できる施設への整備が進むよう、現在の施設に対する働きかけなどを行う必要がある。

2 スポーツ活動を支える体制について

(1) 現状と課題

ア 障害者スポーツ協会

障害者スポーツ協会は、障害者スポーツ指導員や一般のボランティアの活動をリードし、関係機関の調整を図るなど、障害のある人のスポーツ活動を支える体制の中心として活動することが期待されるが、組織が小さく、障害者スポーツクラブ等との連携が十分ではないため、そのような役割を的確に果たすのは難しい現状である。

イ 障害者スポーツ指導員

障害者スポーツ指導員は、各種スポーツ大会の審判やスタッフ、スポーツ・レクリエーション教室の指導者など、障害のある人のスポーツ活動を支える中核となるものである。

本市における日本障害者スポーツ協会の認定を受けた障害者スポーツ指導員の人数は、初級、中級、上級を合わせて約200名で(平成18年度末)、さらに毎年40名前後が障害者スポーツセンターが主催する初級指導員講習会を受講している。

しかしながら、講習会を受講するのみ、あるいは認定を受けてもほとんど活動していない人が多く、このため、活動が一部の人に偏っている状況がある。

これは、指導員の活動に関する情報が不足していることや、新たな資格取得者を的確に組織に取り入れ、その活動を促進していくような仕組み・体制が整っていないのが要因と思われる。

障害者スポーツ指導員

(財)日本障害者スポーツ協会が公認するもので、協会や地方公共団体等が実施する指導員養成講習会の受講又は協会が認定する学校等での一定課程の修了後、協会に認定申請を行う。中級は初級指導員として2年以上、上級は中級指導員として3年以上の経験が必要。

ウ スポーツボランティア活動

障害のある人がスポーツ活動を行うためには、練習の際のパートナーや大会での介助など、様々な場面でボランティアによる支援が必要不可欠であるが、本人の状態や障害種別により介助方法が異なり、競技ルールや障害のクラス分けなど専門的な知識も必要である。

このような知識と経験を持ったボランティアを着実に育成・確保し、活動環境を整えることが重要であるが、そのような取組みが十分には行われていないため、特定のボランティアに役割が集中したり、活動意欲が減退してしまう状況が起きている。

エ 障害のある人もない人もともに競技できるスポーツの振興

今日、多くの障害のある人がスポーツ活動に親しむようになっているが、幅広い年齢層にわたり、また重度の障害のある人の間にまでは、十分に広がっていない。

このため、年齢や障害の種別、程度にかかわらず、楽しく競技できるスポーツをとりあげて、地域で気軽に親しむことができるようなきっかけをつくっていくことが必要である。また、それは地域全体で取り組むことができるよう、障害のない人も参加できる活動であることが望ましい。

こうしたことから、障害のある人もない人もともに競技でき、重度の障害のある人でも参加できる、気軽に楽しいスポーツの振興に力を入れることが重要である。

オ 北九州市スポーツ振興計画の推進

平成 18 年 3 月に市の教育委員会が策定した「北九州市スポーツ振興計画」では、スポーツをする人の割合を高めるため、各種のスポーツ教室やイベントの実施、総合型地域スポーツクラブの育成などを進めることとしている。

障害のある人においても、この計画の推進は重要であり、これらの事業が障害のある人のスポーツ活動にも反映される必要がある。

(2) 今後の取組み

ア 障害者スポーツ協会の組織強化と事業の充実

地域において障害のある人のスポーツ活動を支えているのは、主に障害者スポーツ指導員やボランティアであることから、これらの活動を調整し、バックアップしていくことは大変重要である。

障害者スポーツ協会がこうした役割を的確に果たしていくためには、協会組織の強化が必要である。

例えば、障害者スポーツクラブやボランティア団体などの日常の活動をバックアップすることにより、これらの団体との結びつきを強めることが求められる。

また、障害者スポーツ指導員やボランティアの育成、及びこれらの支援者への情報提供、さらには一般のスポーツ施設に対し障害のある人の受入れ状況の調査や働きかけを実施するなど、協会の事業を充実させる必要もある。

イ 障害者スポーツ指導員活動の活発化

障害者スポーツ指導員（以下「指導員」という。）の活動が継続して行われるように、各種のスポーツ教室やスポーツ大会など、その活動機会を確保する必要がある。

また、資格取得者に対し定期的に情報提供を行い、スポーツイベントへの参加や、指導員の活動団体である「北九州市障害者スポーツボランティアの会」への加入を働きかけたり、指導員の活動をコーディネートする人材を育成し、地域のスポーツ活動に送り込む仕組みをつくっていくことが求められるが、こうした活動を、障害者スポーツ協会が進めていくことが望まれる。

ウ スポーツボランティア活動の活発化

ボランティアが障害者スポーツに関する専門知識を習得したり、活動に関する様々な情報を入手できるよう取り組んでいく必要がある。

また、ボランティアを行う側と受ける側との調整などの役割を果たす、いわゆるボランティアコーディネーターを、ボランティア活動の支援団体等と連携して育成し、各地域で活動する体制をつくっていくことが求められる。

なお、これらの活動についても、障害者スポーツ協会が主体となって進めていくことが望まれる。

エ 「ふうせんバレーボール」の普及・振興

障害のある人もない人もともに競技できるスポーツの振興を目指すうえで、本市発祥のスポーツである「ふうせんバレーボール」の普及・振興を図ることは、大きな意義がある。

ふうせんバレーボールについては、毎年、本市において全国大会が開催されるなど、すでに普及・振興が図られているが、市民全体に浸透し、全国的に普及するまでには至っていない状況であることから、取組みをさらに強化する必要がある。

具体的には、ふうせんバレーボールへの周知が広がり、競技人口が着実に増えていくきっかけとなるような大会やイベントなどを実施していくことが求められる。

オ 「北九州市スポーツ振興計画」との連携

障害のある人が、北九州市スポーツ振興計画に基づく各種のスポーツイベントや、総合型地域スポーツクラブなどへ気軽に参加できるよう、主催者への働きかけなどの取組みを、計画を推進する部署と連携しながら進めていく必要がある。

3 スポーツイベントを通じた障害者スポーツの振興について (北九州チャンピオンズカップのあり方)

(1) 現状と課題

ア 大会運営への市民の参加

この大会は市民の手づくりの大会と位置づけられ、会場・競技運営やPRに関する市民参加プロジェクトなどの面で、多くの市民に参加していただいているが、こうした関わりを通じて、市民の間に障害や障害のある人に対する理解が進んでいる。

今後ともこの大会が、市民に対して大きな啓発効果をもたらしていくためには、さらに多くの市民が大会に関わる状況をつくり出していく必要がある。

イ 観戦者の状況

大会の観戦者数は、第2回大会:約16,300人、第3回大会:約15,100人、第4回大会:約15,300人と、ほぼ横ばいの状況である。

観戦者のアンケートには、パワー・スピード感あふれるプレーのすばらしさに対する驚きや感動が多く表れており、観戦による啓発効果には大きなものがある。

したがって、PR方法や集客策などをさらに工夫して、観戦者をより一層増やしていくことが求められる。

ウ 小学生車椅子バスケットボール大会の状況

これまでエキシビジョンゲームとして行われていた小学生による車椅子バスケットボールの試合については、第4回大会から「小学生車椅子バスケットボール大会」として、正式な競技会形式で行われるようになった。

この小学生大会への参加は、子どもたちが障害のある人に対する理解と認識を深める貴重な体験となるものであるが、参加小学校が4校にとどまっていることから、参加校の拡大が望まれる。

エ 情報提供のバリアフリー

障害のある人の観戦に対して、市立総合体育館の1階アリーナに特別観覧席を設けて対応しているが、視覚障害や聴覚障害のある人に対する特別の放送設備は設けていないため、情報提供のバリアフリーとして不十分さは否めない。

こうした障害のある人々に対し、試合経過などの情報を適確に提供できないか工夫が求められる。

オ バリアのないまちづくりとの連動

この大会を開催する目的の一つは、「バリアのないまちづくりを進める象徴とすること」であるため、大会運営を通じて、会場内だけでなく、市内全体に関するバリアのないまちづくりと具体的に連動していくよう、取り組む必要がある。

カ 大会後のボランティアの活動

第4回大会では延べ987人という多くのボランティアが活躍しているが、そのうち約4割が初めての活動である。また、全体の約7割の人が今後も他のボランティア活動に参加したいと答えるなど、ボランティア育成の場としても大きな成果をあげている。

しかしながら、ボランティアの大会終了後の活動に対するフォローアップが十分ではないため、一過性の活動で終わりがちである。

キ 開催経費

この大会の開催には大きな経費を要するため、本市からも支援を行っているが、一つの競技種目に対してこれだけの措置をとることは疑問であるとの意見もある。

したがって、今後とも、経費の削減と収入の増大を図るなど、運営のさらなる効率化に取り組んでいくことが重要である。

(2) 今後の取組み

この大会は、障害のある人にとっては、勇気と希望を持って社会参加する意欲を喚起し、障害のない人にとっては、障害のある人に対する理解と関心を深めることのできるものであり、また、市内で開催される数少ない国際スポーツ大会の一つとして、国際交流の推進にも寄与するなど、貴重なスポーツイベントとなっている。

このような大会を開催することは、本市のステイタスやイメージを高めるとともに、市民にとって障害のある人の福祉を考えるきっかけや啓発の強化につながっていくものとする。

したがって、次のような取組みを通じて、多くの市民や協賛企業、協力団体などの活力を結集し、障害のあるなしに関わらず誰もが楽しめ参加できるスポーツイベントを目指していくことが、本市の障害者スポーツの振興にとって重要である。

なお、この大会のあり方については、今後とも、成果と課題を検証しながら、さらに検討を続けていくことが必要である。

ア 啓発効果の拡大を図る取組みの推進

(ア) 市民活力をより一層取り入れた体制の構築

参加チームの選手と市民との交流の機会を増やすなどにより、市民が大会に積極的に関わる意欲を高めていく。

また、市民が「自分たちの大会」だと心から感じるができるよう、大会の運営から応援まで、すべての面で市民活力をより一層取り入れた体制を構築していく。

(イ) 観戦者を増やす取組み

観戦者を増やすため、人が多く集まる場所でのデモンストレーションなど、さらにPRを工夫する。

また、心のバリアフリーの推進という共通のコンセプトのもと、他の福祉イベントと連携し、集客の相乗効果を図る。

(ウ) 障害者スポーツを紹介する取組み

以前から実施している会場内での様々な障害者スポーツの紹介について、より多くの市民が接し、障害のある人の社会活動に対する理解まで進むように工夫を加える。

また、紹介を円滑かつ効果的に行うため、障害者スポーツクラブや障害者団体との連携を強化する。

(エ) 小中学生の関わりの拡大

小学生車椅子バスケットボール大会の参加校や、小中学生の観戦者を増やすため、教育委員会との連携の強化を図る。

イ バリアフリーのまちづくりとの連動

大会の開催とバリアのないまちづくりとの連動を具体化させるため、参加選手や観客で障害のある人などへの、会場及び市内のバリアフリーに関するアンケートを実施するとともに、アンケート結果に基づく関係施設や関係機関などへの働きかけを検討する。

ウ 試合経過の情報提供の工夫

試合経過の情報提供についてもバリアフリーが進むこととなるよう、視覚障害のある人を対象に、会場内だけのラジオ放送を使った試合解説を実施する。

また、聴覚障害のある人に対しては、手話通訳や文字による的確な試合経過の説明ができないか工夫する。

エ ボランティア活動の継続に対する取組み

ボランティアが大会終了後も活動を続けていけるように、ボランティア募集の情報提供や、活動に必要な技能の習得をバックアップする取組みなどを行う。

オ 運営のさらなる効率化

運営のさらなる効率化を図るため、経費の削減を徹底するとともに、例えば大会名に企業名の冠をつけるなど、企業側の商業ニーズを念頭に置いて、企業協賛の拡大につながる方策を検討する。

おわりに

障害のある人を取巻く福祉環境や社会情勢は大きく変化してきており、身体に障害のある人の福祉が中心であった時代から、知的障害、そして精神に障害のある人へと広がりを見せてきている。

こうした状況の中で、障害のある人が自分のライフスタイルに応じて、自分らしく豊かな日常生活を送るためには、積極的に社会参加を行うことが重要である。

障害のある人にとってスポーツに親しむことは、地域や社会とのつながりを増やすことになり、社会参加を拡大するきっかけとなるものである。

そのため、重度の障害のある人や、内部障害により運動を制限せざるをえない人を含め、どのような障害があっても、自ら選択したスポーツを、身近な地域で気軽に楽しむことのできる環境や仕組みづくりが求められている。

本委員会の報告を踏まえ、本市の障害者スポーツが振興、発展していき、障害のある人が気軽に安心してスポーツ活動に親しむことのできる社会が実現することを期待する。